

(様式 1-3)

## 鏡石町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		鏡石町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		89,856(千円)	全体事業費	99,527(千円)	

### 事業概要

平成23年3月11日の東日本大震災により住居を滅失した被災者のうち、自身の資力による住宅再建が困難な世帯に対して災害公営住宅による住宅支援を行うが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要がある。

このため、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。

(事業間流用による経費の変更) (平成29年1月19日)

家賃低廉化事業の継続実施に伴い、平成29年度分の事業費を申請するため、D-14-1 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策事業より10,787千円(国費:H23予算9,438千円)を流用。このこと及び今回配分申請により、交付対象事業費は48,421千円(国費42,367千円)から64,085千円(国費56,072千円)に増額。

### <事業間流用による経費の変更>

【他事業へ流用】(令和2年1月10日)

流用先:D-5-2 災害公営受託家賃低廉化事業(補助率変更分)

【R1】1,116千円(国費:H31 976千円)

流用後交付対象事業費:99,527千円(国費:87,083千円)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

平成27年3月末までに2棟24戸の災害公営住宅の建設完了、同年4月からの維持管理開始に伴い家賃対策補助の対象住宅となる。

### 東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、本町は福島県内でも最大の震度6強と過去に例のない震度に襲われた。住宅被害は深刻で、全壊209棟、大規模半壊207棟、半壊601棟、一部損壊1,721棟と総計2,738棟の住居が何らかの地震被害を受けた形となっています。これは町内の建物の約6割以上を数え、この数値からも被害の甚大さ、航太さが推測できます。これに伴い、町では福島県と連携し、応急仮設住宅100棟を建設し、入居者を募集するとともに借上げ住宅(特例措置)も実施して被災者の住宅支援にあたってきた。

このため、住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために災害公営住宅を整備することとしている。災害公営住宅は被災者に賃貸する住宅であり、家賃について入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化を図るために必要となる事業費である。

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

公共土木災害復旧工事(道路)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

### 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

## 鏡石町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）	事業番号	D-5-2
交付団体		鏡石町	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		18, 762 (千円)	全体事業費		19, 934 (千円)

### 事業概要

平成23年3月11日の東日本大震災により住居を滅失した被災者のうち、自身の資力による住宅再建が困難な世帯に対して災害公営住宅による住宅支援を行うが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要がある。

このため、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。

### <事業間流用による経費の変更>

【他事業より流用】(令和2年1月10日)

流用元：D-5-1 災害公営受託家賃低廉化事業

【R1】1,172千円 (国費：H31 976千円)

流用後交付対象事業費：19,934千円 (国費：16,611千円)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

平成27年3月末までに2棟24戸の災害公営住宅の建設完了、同年4月からの維持管理開始に伴い家賃対策補助の対象住宅となる。

### 〈令和2年度〉

全体事業費 19, 934千円 - 事業間流用 1, 172千円 = 追加配分事業費 18, 762千円

### 東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、本町は福島県内でも最大の震度6強と過去に例のない震度に襲われた。住宅被害は深刻で、全壊209棟、大規模半壊207棟、半壊601棟、一部損壊1,721棟と総計2,738棟の住居が何らかの地震被害を受けた形となっています。これは町内の建物の約6割以上を数え、この数値からも被害の甚大さ、航大さが推測できます。これに伴い、町では福島県と連携し、応急仮設住宅100棟を建設し、入居者を募集するとともに借上げ住宅（特例措置）も実施して被災者の住宅支援にあたってきた。

このため、住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために災害公営住宅を整備することとしている。災害公営住宅は被災者に賃貸する住宅であり、家賃について入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化を図るために必要となる事業費である。

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

公共土木災害復旧工事（道路）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

交付団体
基幹事業との関連性